

ディセントワーク
デー宣伝

日時: 4月15日(金)17時半~
場所: 千葉駅東口

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.org/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第364号
2022年
3月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第 364 号 URL 版 2022 年 3 月 31 日
発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター
電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

軍事侵攻の即時中止を 憲法改悪反対署名今こそ広げよう

2月24日、ロシア軍はウクライナ国内の軍事基地などを攻撃し、ウクライナ領内に侵攻しました。これは主権国家へのまぎれもない軍事侵攻であり、千葉労連はロシアの軍事侵略を断固糾弾します。同時に日本政府には、ロシアの侵略行為に対し、憲法9条を活かした対話と外交努力を強める事を求めます。



9条を守り何としても戦争を止めようと奮闘する組合員

9条を力に対話を

ロシアのウクライナ侵略を利用して、自民党や維新の会などは、「国連は無力だ」「憲法9条は役に立たない」と、日本の軍事力の強化と敵基地攻撃力保有を主張しています。憲法9条では、第1項で「戦争」と「武力の行使」「武力による威嚇」の永久放棄を、第2項で「陸海空軍その他の戦力」の不保持、国の交戦権否認をうたっています。国連憲章も、強いものが勝つとい

千葉労連が事務局を担う憲法共同センターでは、3月4日、ロシア軍のウクライナ侵攻中止を求める緊急行動を行い、10団体20人が参加しました。

参加者は順次マイクを交替してロシア軍による侵略に抗議し、憲法改悪許さない署名も訴えました。緊急行動に参加した高校の先生の教え子2人が署名したり、留学生3人も訴えを聞いて署名しました。

また、自ら寄ってきて署名してくれる人が多く、「核を使おうとするのはひどい。今こそ憲法の力を発揮すべきですね」と言いながら署名する女性もいました。

緊急行動では18筆の署名と5000円のカンパが寄せられました。



戦争反対を願うアピール宣伝行動

う「力の論理」を否定し、紛争を平和的に解決することを世界に義務付けています。9 条を力にした対話と外交努力こそが戦争を起こさせない唯一の道です。

5 月の憲法記念日、そして 7 月の参議院選挙に向けて、憲法改悪に反対する運動へのご協力を宜しくお願いします。

ケア労働者の大幅賃上げ要求

3・10 春闘統一行動開始

3 月 10 日、正午から千葉県庁前で医労連、自治労連、JMITU、船橋労連、市川浦安労連、千葉労連などから春闘統一行動に約 50 人が参加しました。

千葉労連の本原議長は、「コロナ禍の中で労働者への男女の賃金格差も改善し、非正規労働者を減らしたい。全ての労働者の賃上げの為に平和な世界・日本、労働者の為、労働条件改善目指そう」と、呼びかけました。各団体から「ケア労働者の大幅賃上げと全ての労働者の賃上げを」と発言がありました。以下、各団体からの訴えです。

各団体の訴え

医労連

熊谷県知事に要求を提出しました。内容は、県内の医療・介護・福祉労働者の賃金を大幅に引き上げし、給付金を支給してほしい。国も看護師・介護士の賃上げ予定だが、額が一桁足りません。医療・介護・福祉の労働者のチームワークを強め、職場を分断させない事と、コロナの状況と慢性的な人不足の解消と奨学金や養成校も増やす事を県知事に要請しました。



県庁前での春闘統一宣伝行動

自治労連千葉県本部

コロナの第 6 波で、保健所や病院を始め臨時給付金、ワクチン接種、保育園など住民と接する部分でコロナ感染から住民の命と暮らしを守り続けてきました。職員の安全も守り、ケア労働者の頑張りを認める様にたたかっています。

全教千葉

正規職員の半分の 1500 人臨時教職員の待遇改善を求めます。同じ仕事をでも給与が約 7 割は問題で、当たり前で同一賃金が支払われるべきだと思います。先生が 160 人未配置な事に対する改善は見られません。

JMITU

22 春闘で職場アンケートを行い三和機材、小川商店、高橋商事、五井モータの賃上げ要求を提出しました。三和機材は 3 月 9 日が回答指定日で定昇の実施を思案。

しかし、額を示さず回答を延期、委員長の雇止めは中労委の結果次第で他の要求は「受け入れません」との回答です。3 月 10 日には、組合員時限スト 15 分間し、指名 24 時間ストで県庁前での行動参加をしました。千葉、成田工場では職場宣伝行動を行い、次回の団交で誠意ある回答を求める為にたたかっ

います。

波濤

ロシアのウクライナ侵略は、パラリンピック開会直前だった。スポーツの祭典として国際平和を前提に開催されているが、最終的には、参加選手等の安全面からロシア・ベラルーシの参加は認められなかった。今の所、国際紛争と平和の祭典では、武力紛争の持つ破壊力ばかりが強調され、萎縮してしまうかもしれない▼『微力だが無力じゃない』は、核兵器禁止条約に繋がったと理解している。条約批准国の増加は核保有国を追い詰めているのではないか▼力の論理を振りかざす事は、紛争解決に武力の選択肢を温存することだ。憲法 9 条と憲法前文を持つ国民としてプライドを持ち、武力ではない紛争解決の道に力を尽くしたい。



【2面】

地域労連のSDGsの取組み

持続可能な社会を目指して

市原市が、昨年の 5 月に千葉県内初の取り組みで「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、9 年後に向けた持続可能な取り組みの目標を確立しました。市の狙いは、先進的に SDGs に取り組み模範となると、国からの補助があり、地域の企業と連帯を強め、市内の人口増加も視野に入れています。

しかし、市が望まれる事は『その目標に対しどう取り組んでいるのか』という事です。その『結果』につながる取り組みを千葉土建市原支部と市原地区労連の要求を示せば、話しが進めやすいと考え、千葉土建市原支部で SDGs を進める事としました。公契約条例は SDGs の「⑧働きがいも経済成長も」に、また防災協定の見直しは「⑬気候変動に具体的な対策を」に当てはまるなど、例えを用いて提案する事で支部の活動の理解を進めています。

ただ「うちも SDGs を



SDGs 検定資格に合格した
千葉土建市原支部の藤代学氏



CERTIFICATE

認定番号 2399473

藤代 学 氏

実施日 2021 年 12 月 12 日

あなたは一般社団法人 SDGs 推進士業協会の主催する第 7 回 SDGs 検定試験に合格されたことをここに認定します。



SDGs 検定資格の合格書

やっています」というのは、どの企業や組織でも言えます。市との話し合いでは、多少の知識と社会的貢献をする団体だと示す必要があります。その為にSDGs検定試験を取得しました。これによりSDGs検定専用のSDGsロゴの使用が許可されます。

こういう方法を活用し、公契約条例や賃金の是正など引き続き市に訴え、共に持続可能な社会を目指す様に進めていきたいです【寄稿記事・千葉土建市原支部、藤代学氏】。

※SDGs資格取得によるメリット…①市との包括的連携の土に乗せる為の資格取得②良識ある一般組織としてのアピール③HPで検定資格をアピール出来るなどの利点があります。更なる普及推進の為、大いに広げましょう。

全力で経済的弱者を守る

2/19 コロナを乗り越える何でも相談会

2月19日「コロナ災害を乗り越えるいのちと暮らしを守るなんでも相談会」実行委員会による電話相談会が、全国27都道府県35会場(10時~22時)で行われました。千葉労連会場(12時~17時で2回線)には18件の相談が寄せられ、2人の弁護士と2人の労働相談員が交代で対応しました。

NHK正午のニュース報道を契機として、相談員がフル回転となりました。千葉労連労働相談センターの中林さんは3件の相談に対応しました。

1件目は生活保護受給者の70代の男性。「10万円の臨時特別支援金の連絡がなく、市に問い合わせても説明がない。名前を名乗れと対応が後回しにされた」と市の窓口対応への苦情でした。

2件目は生活保護受給者の50代女性。「電気代が安くなるとの話で契約したが、7万円の請求がきた。保護費で支払えず市に相談したが、対応してもらえずにどうすればいいのか」という訴えでした。居住地の社会保障協議会に連絡を取り、相談者に聞き取る中、電気代以外にも生育過程での虐待や現在の家庭内での問題を抱えていて、引き続きの対応が必要、という事になりました。

3件目はラジオで相談会を知った80代の男性。「農業をしていた。田畑を売って、売るのが無くなった。市に相談した所、働けと言われた。コロリと死ぬのが一番の希望」と言う相談でした。

労働相談員の中林さんは「偶然かも知れないが、3件とも市の窓口対応に失望しています。元市役所職員の立場から耳の痛い相談内容でした。経済的弱者がコロナ禍の追い詰められている姿を実感させられました」と話しました。



いのちと生活を守る為の電話相談

労働相談一ヶ月

～形骸化している「雇用時の健康診断」～

Q 雇入れ時に健康診断を行うことになっていますが、実施されていないようなので、安全衛生委員会で質問しました。採用時に健康診断書を提出しているのに、免除になるという説明がありました。免除になるのでしょうか。

A 雇入れ時の健康診断は、労安法で実施が義務付けられていますが、非正規労働者が増加する

なかで形骸化が進んでいます。

制度は、従業員の適正配置、入社後の健康管理に資するために実施するもので、雇入れ後、前後 3 カ月以内に実施するのが望ましいとされています。診断項目は、労安規則 43 条に全 11 項目（①既往歴及び業務歴、②自覚症状及び他覚症状の有無、③身長・体重・腹囲・視力及び聴力、④胸部エックス線、⑤血圧、⑥貧血、⑦肝機能、⑧血中脂質、⑨血糖、⑩尿、⑪心電図）が義務付けられています。ただし、3 カ月以内の医師の健康診断結果が提出された場合は、11 項目の内、相当する項目を省略することが出来ます。

対象者は、契約期間で違いがあります。正規職員と比較して、4 分の 3 以上の人、4 分の 3 から 2 分の 1、2 分の 1 以下の人で義務付けが変わります。

また、雇入れ時の健診を実施した場合、実施後 1 年間は定期健康診断を省略することが出来ます。この規定を拡大解釈して、定期健康診断を実施することで免除されると思っている企業も存在しています。

健康被害という点では、過労死を頂点に労働者の健康被害が深刻な問題になっています。健康診断制度の義務化を有効活用し、労働者の自己管理をする事が求められています。

【中林】